



平成 25 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社[®]リンパル・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 菊地 博紀
(J A S D A Q ・ コード 3587)
問合せ先 役職・氏名 取締役 島崎 晋輔
電話 03-5510-7841 (代)

Hikari Energy Japan 株式会社との業務提携契約に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、Hikari Energy Japan 株式会社との間において、当社環境事業における充電機器等における業務提携契約を締結することを決議致しましたので、下記の通り、お知らせ致します。

記

1. 業務提携の理由

当社の事業セグメントのうち、主力事業である食品事業のほか、今後の収益の拡大を図っていく事業領域として環境事業を掲げており、その一環として、今般充電器・LED を使用した外灯等における販売を目的とする Hikari Energy Japan 株式会社との間において、業務提携契約を締結することと致しました。

Hikari Energy Japan 株式会社は、平成 24 年 11 月に設立された企業であり、主に太陽光発電を供給した電力供給機器等の販売を行う企業であり、緊急・非常時の補助電源の充電器や、太陽光発電による外灯等の販売等を行っている企業であります。

今般の業務提携契約により、当社は、Hikari Energy Japan 株式会社の取扱う充電器や、太陽光発電による外灯等について、当社から販売を行っていくことを予定しております。その他、本業務提携により発生する双方の売掛金、買掛金に関するファクタリング、販売先に提供する製品リース契約に関してファイナンス等の協力・支援を行うことを予定しております。なお、当該提携契約につきましては、行う業務としまして、卸業となるため当社による多額の費用は発生せず、当社の既存の体制により推進していく予定です。

なお、Hikari Energy Japan 株式会社の代表取締役である百武資薫氏は、平成 25 年 6 月 27 日に開催する当社定時株主総会において、取締役として選任する予定であります。当該業務提携における取引につきましては、一般取引条件と同様に決定しており、具体的には、Hikari Energy Japan 株式会社が、当社以外の業務提携先に販売する商品価格、支払条件と同一の条件で販売することを決定しております。また、今回の業務提携に基づく取引につきましては取締役会において当該取引が利益相反取引に該当しないことの確認のうえ、かつ同取引の承認の手続きを経ることとしており、さらに取引後遅滞なく、取引についての支払条件等の変更といった重要な事実を取締役に報告することを義務付けしております。

す。このことから一定の独立性が確保されているものと認識しております。そのため、当社取締役、監査役からも当該業務提携における取引条件につき、問題とされる主旨の意見はありませんでした。

また、当該業務提携に際し、当社社外監査役であり独立役員である佐藤和利氏に当該取引についての意見書の作成を依頼し、本日付で受領いたしました。その意見書の概要は以下のとおりであります。

「取引等の目的については、Hikari Energy Japan 株式会社の取扱う商品を当社で販売することにより、取扱品目の拡大により、売上規模の拡大を目的とすることから、取引の目的は妥当であると考えられる。また取引価格及び支払条件は、他社と同条件であり、一般的な取引条件と何ら異なるものがないと考えられる。またその取引については、取締役会において重要な事実の開示・相当の説明等のうえ承認の手続きを経ており、さらに取引後には遅滞なく、取引についての支払条件等の変更といった重要な事実を報告することとなっている。このことから、当社にとって不利益の生じることはないものと思料する」との意見を受領しております。

また、当社としては、平成 25 年 4 月 10 日に開示致しました「出商株式会社との LED 機器の販売における業務提携契約に関するお知らせ」に出商株式会社との業務提携に併せ、環境事業の業容拡大を見込んでおります。

なお、兼ねてから進めております、急速充電電池の事業化につきましては、競合商品も多数でてきている状況にも関わらず、当社として製品化の段階には至っていないために事業としては足踏みしている状態であり、当社として今後の事業化の継続を検証しております。なお、急速充電電池の事業化については、当社の代理店という立ち位置であり、仕入先（メーカー）及び販売先（小売店等）との協力体制の構築が事業化のためには必要不可欠であり、また、特に仕入先に関しましては、商品の安全性及び価格の競争力の 2 点が非常に重要であると考えており、価格競争力に関しましては、商品の性質上大量生産によるコストダウンによる低価格での販売になりますが、そのためには安定的な販売先の確保が必要となります。現状当社としては、販売先の確保を最優先に進めておりますが、製品化の状況を鑑みながら、鋭意検討してまいります。

2. 業務提携の内容

- ① 当社グループは、当社グループの取引先及びその関連する企業に、優先的に Hikari Energy Japan 株式会社の取扱う商品の販売を行い、Hikari Energy Japan 株式会社は、当社グループに対し、商品の優先供給を行う。
- ② Hikari Energy Japan 株式会社は、当社グループと協議の上、商品の販売に関する営業企画・推進を行う。
- ③ 当社グループ・Hikari Energy Japan 株式会社は、双方社内に本業務提携担当部署を設置し、双方の活動状況を定期的に開示し、緊密な連携を持って本提携業務を推進する。
- ④ 当社グループ・Hikari Energy Japan 株式会社は、本業務提携により発生する双方の売掛金、買掛金に関するファクタリング等の協力・支援を行う。
- ⑤ 本提携に必要な人材の交流を行う。
- ⑥ その他本業務提携の目的を達成するために当社グループ・Hikari Energy Japan 株式会社双方が必要と認める業務。

3. 提携相手先の概要

(1) 商号	Hikari Energy Japan 株式会社	
(2) 本店所在地	東京都新宿区新宿三丁目9番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 百武 資薫	
(4) 事業内容	ソーラーパネル製品の開発・生産・加工・販売 ソーラーパネル式充電器発電機の開発、販売	
(5) 資本金の額	1万円	
(6) 設立年月日	平成24年11月9日	
(7) 大株主及び持株比率	百武 資薫 100.0%	
(8) 当社との関係等	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません
	人的関係	当該会社の代表取締役である百武 資薫氏は、平成25年6月27日に開催する当社定時株主総会において、取締役として選任する予定であります。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません
(9)	最近3年間の経営成績及び財政状態 業務提携先が、設立間もないため、最近3年間の経営成績及び財政状態はありません。	

4. 日程

平成25年6月19日 業務提携契約の締結
平成25年6月19日 事業開始

5. 今後の見通し

今回の業務提携による当社の当期業績に与える影響につきましては、今後精査し、必要に応じて、速やかに適時開示にてお知らせいたします。

以上